

# 浦添市未熟児養育医療費給付を受けられる方へ

未熟児養育医療とは、母子保健法第20条に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。医療費は、世帯の市町村民税額等に応じて、一部自己負担となります。

※必ずお子様の入院中に申請を行ってください。

※お子様の入院中に個人番号カード等の必要書類が揃わない場合はこども家庭課にお問い合わせください。

## ◆ 未熟児養育医療の申請手続きに必要な書類

	必要書類	備考
1	養育医療意見書	指定養育医療機関の医師が記入。
2	収入に関する書類	※ 浦添市へ転入された方は、収入に関する書類(浦添市へ転入された方)をご覧ください。転入時期、未熟児養育医療申請時期によって、提出する書類の年度等が異なります。詳細はこども家庭課にお問い合わせください。
3	医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」の写し ※令和6年12月1日時点で発行されている健康保険証については、最大で1年間、従前のおり使用できるため、それまでの間は、健康保険証の写しでも可。	対象児のものを提出してください。 ※浦添市こども医療費助成金受給資格者証は、浦添市こども家庭課(浦添市役所本庁2階)で手続きしてください。 ※限度額適用認定証は、加入している医療保険で申請してください。
4	浦添市こども医療費助成金受給資格者証(写し)	
5	限度額適用認定証 ※提出の必要はありませんが、手続きをしてください。	
6	生活保護受給証明書	生活保護を受けている方は、保護課(浦添市役所本庁3階)で交付を受けてください。
7	親子健康手帳(母子健康手帳)	
8	印鑑(認印可)	申請書類等に訂正がある場合に必要になります。
9	世帯分の個人番号マイナンバー(個人番号カードまたは個人番号通知カード)	※個人番号確認のために扶養義務者本人が確認できる身分証明書(運転免許所、パスポート等)をご持参ください。

◆ **子ども家庭課窓口(浦添市役所2階)で記入していただく書類**

	書類	備考
1	養育医療給付申請書	対象児と、扶養義務者の個人番号(マイナンバー)が必要です。
2	世帯調書	世帯員全員の個人番号(マイナンバー)が必要です。
3	誓約書	自己負担金の支払いに関すること

※ **収入に関する書類(浦添市へ転入された方)**

同じ世帯で、市町村民税が課せられている方全員分の証明書が必要になります。下表のうち該当する書類を提出してください。詳細は、子ども家庭課にお問い合わせください。

	書類	備考
1	市町村民税・県民税課税(非課税)証明書	当該年度の1月1日に住所があった市町村
2	生活保護受給証明書 (生活保護を受けている方)	保護課

申請時期によって次のとおり提出していただく書類の年度等が異なりますので、ご注意ください

申請時期	1月から6月に申請する場合	7月から12月に申請する場合
必要申請書類	前年度の市町村民税を証明するもの	当該年度の市町村民税を証明するもの
例	令和6年4月に申請する場合 ・令和5年度(令和4年分)住民税課税証明書	令和6年7月に申請する場合 ・令和6年度(令和5年分)住民税課税証明書

◆ **自己負担金について**

世帯の市町村民税額等によって浦添市が決定した「基準月額」をもとに徴収します。未熟児養育医療の給付に伴う子ども医療費助成金の請求及び受領に関する権限を委任することができます。

ただし、自己負担金額によっては、委任した権限により当方が市の医療助成を受けられない場合があります。その場合は、浦添市から送付される納入通知書によりお近くの銀行窓口にてお支払いください。自己負担金支払い後、各健康保険の給付、子ども医療費助成(浦添市子ども家庭課:浦添市役所本庁2階)をうけてください。

◆ **退院後の保健師による訪問について**

退院のころ、地区担当保健師が、お電話または訪問し、赤ちゃんの発育のこと、お母さんの健康や育児等の相談に応じます。

《お問い合わせ》

子ども未来部 子ども家庭課 母子保健係(浦添市役所2階)

住所:〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号

TEL:098-876-6825(直通) FAX:098-879-7190

